

第2期草津市行政経営改革プランの策定について

1 策定の主旨・背景

近い将来訪れる人口減少局面において、経営資源(人・物・資金・情報・時間)が限られる中、時代の流れや変化に適した市民サービスを提供することが必要である。

そのためには、事業の廃止・見直しや、先端技術の活用を含めた業務プロセスの見直し等により、財源や労力を捻出し、将来世代に負担を先送りすることなく、「自立」「自律」する自治体を目指すことが重要である。

こうした背景を踏まえ、「第6次草津市総合計画」で掲げる「未来への責任」を果たすことを改革理念として、「草津市行政経営改革プラン」を策定し、具体的な実施計画を定め、各種行政経営改革を推進してきたところであるが、令和6年度をもって計画期間の最終年度を迎えることから、更なる行政経営改革の取組を推進するため、次期計画を策定する。

2 計画期間

策定予定の草津市総合計画第2期基本計画に合わせ、令和7年度から10年度までの4年間とする。

第6次草津市総合計画 基本構想(R3~R14)		
第1期 基本計画 (R3~R6)	第2期 基本計画 (R7~R10)	第3期 基本計画 (R11~R14)
行政経営改革プラン (R3~R6)	第2期行政経営改革プラン (R7~R10)	

3 策定に当たっての視点

現行の計画では、目指す成果の達成に向けて、18の「改革に向けた実施計画(アクション・プラン)」を定め、各種行政経営改革を推進しているところである。

これらに係る目標指標の到達度については、令和5年度末時点において、おおむね目標を達成しているところであり、総じて行政経営改革の推進を図ることができていると評価していることから、次期計画の策定に当たっては、現行計画の改革理念や方向性を継承した上で、より実効性のあるアクション・プランを定める必要がある。

【詳細は「資料2・3」のとおり】

4 策定に向けた体制

学識経験者等で構成する附属機関「草津市行政経営改革推進委員会」において、現行計画の評価および次期計画案の策定を行う。

■草津市行政経営改革推進委員会

担当事務	委員資格	人数(10名)
・行政経営改革に関する計画の策定	(1) 学識経験者	4名
	(2) 地縁団体	1名
・行政経営改革の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	(3) 市民公益活動団体	2名
	(4) 市内事業者	1名
	(5) 市長が必要と認める者	2名

5 市民参加の手法

計画策定に当たっては、草津市行政経営改革推進委員会での公募委員の選任や、パブリックコメントの実施により、市民の意見を反映した計画策定に取り組む。

6 スケジュール

「資料4」のとおり。